

議案第41号

守谷市いきいきプラザ・げんき館の設置及び管理に関する条例の
一部を改正する条例

守谷市いきいきプラザ・げんき館の設置及び管理に関する条例（平成12年
守谷町条例第1号）の一部を次のように改正する。

第4条中「介護福祉課」を削り、「基づき」を「より」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和2年 4月 21日 提出

守谷市長 松丸修久

令和 年 月 日 原案 決

議案	頁数
41号	1

提案理由（議案第41号）

提案理由を申し上げます。

本案は、令和2年4月1日から組織機構の改編に伴い条例の一部を改正するものです。

よろしく御審議の上、御決議のほどお願いいたします。

議案	頁数
41号	2

守谷市いきいきプラザ・げんき館の設置及び管理に関する条例新旧対照表

改 正	現 行
<p>(管理及び管理の委託)</p> <p>第4条 げんき館は、保健福祉部_____の所管とする。ただし、市長は、げんき館の設置目的を効果的に達成するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により_____, 管理を社会福祉法人守谷市社会福祉協議会に委託することができる。</p>	<p>(管理及び管理の委託)</p> <p>第4条 げんき館は、保健福祉部介護福祉課の所管とする。ただし、市長は、げんき館の設置目的を効果的に達成するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき, 管理を社会福祉法人守谷市社会福祉協議会に委託することができる。</p>

41号	議案
3	頁数